



特命全權大使落合謙太郎外十二名外國勲
章記章受領及佩用ノ件
右謹テ裁可ヲ仰ク

大正十一年六月二十二日

内閣總理大臣男爵加藤友三郎



内

閣

内閣勅令 一三二号

大正十一年六月二十日 内閣書記官

内閣書記官

大正十一年六月二十日

内閣總理大臣

賞勳局總裁



裁可濟
大正十一年六月二十日

伊國 カラン、ラロア、サン、モリ 特命全權大使落合謙太郎

佛國 カラン、ラロア、サン、モリ 三位勲一等松室 致

同國 カラン、ラロア、サン、モリ 陸軍砲兵大佐上村 良助

同國 カラン、ラロア、サン、モリ 海軍少佐伊藤利三郎

同國 カラン、ラロア、サン、モリ 野上豊一郎

大列顛國 コンマンダー、ヴィクトリ 式部官中御門 經恭

同國 コンマンダー、ヴィクトリ 勲章式部官子爵松平 慶民

羅馬法廳 コンマンダー、ヴィクトリ 勲章式部官子爵松平 慶民

暹羅國 コンマンダー、ヴィクトリ 勲章式部官子爵松平 慶民

佛國 カラン、ラロア、サン、モリ 正七位新城 和一

同國 カラン、ラロア、サン、モリ 總領事菊池 義郎

同國 カラン、ラロア、サン、モリ 上領事渡邊 理惠

支那國三等三級警察章關東廳巡查佐藤 忠次

右特命全權大使落合謙太郎外十二名ヨリ

頭書、外國勲章記章受領及佩用、儀

別紙、通願出候條御允許相成可然哉

此段允裁ヲ仰

追々右内伊藤利三郎外四名ニ對スル介ハ
勲記又ハ章記無之候得共夫々宮内大臣
海軍大臣或ハ外務大臣、證明書相添願
出候條特ニ御允許相成候様致度此段
副申ス

外國勲章受領佩用願

伊國皇帝陛下　ヨリ「サン・モリス・エ・ラザル」等勲章
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

大正十一年五月二十三日

特命全權大使正四位勲一等落合謙太郎

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供閱物件目錄

一 勲記

一通

一 同譯文

一通

右受領佩用免許相願候ニ付差出候也

大正十一年五月二十三日

特命全權大使西田佐勲一等落合謙太郎

勲記譯文

天佑ヲ保有シ國民ノ意望ニ據リ伊太利國皇帝ニシテ「サン・マウ
リス・エ・ラサロ」勲章ノ總裁タル「ガサトリオ・エマヌエーレ」第三
世陛下ハ左ノ勅令ニ親署セラレタリ
朕ノ意ニ據リ且朕カ敬愛ノ念ヲ表サシガ爲メ茲ニ左
羅馬特命全權大使「薩合」譚太郎ヲ「サン・マウリス・エ・ラサロ」
勲章ノ「ガサトリオ」ニ敘シ其ノ勲等ニ該當スル勲章ヲ
佩用スルコトヲ允許ス
依テ主裁局書記官長「ラシテ」亦勅令ヲ執行セシメ且「マウリス」
勲章敘勲簿冊ニ登錄セシム

千九百二十一年十二月二十二日

「ガサトリオ・エマヌエーレ」

「ジ・ロリアンケリ」

親署

副署

「サン・マウリス・エ・ラサロ」勲章ノ主裁局ニ於ケル陛下ノ書記
官長ハ前題ノ尊嚴ナル聖意ヲ執行スルニ當リ前記「薩合」
譚太郎氏ヲ「ロリオ・デ・ガサトリ」第三七九号ニ記入シ
茲ニ本勲記ヲ交付スルコトヲ宣言ス

千九百二十二年一月三十日

勲章主裁局書記官長

人事課長

署名

署名

大正十一年六月十二日

外國勳章受領及佩用願

松室致儀

今般佛蘭西國政府ヨリ、ル、クロ、ド、グラン、ド、ライ、エ、ド、レ、ト、アル、ネ、アル、
勳章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成
下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

大正十一年六月七日

正三位勳二等法學博士松室致



賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供閱物件目録

- 一 勳章ル、クロアチア、ドラゴンド、ライオン、ドラゴン、ノアール 壹個
- 一 勳記 未到達ニ付佛蘭西國大使ノ書面 壹通
- 一 右書面ノ譯文 壹通
- 右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十一年六月七日

正三位勳一等法學博士松室致



紀元一九二二年一月二十七日 東京ニテ

貴下ヨ

ジヨフル元帥ノ日本訪問ニ際シ

我國ニ同情ヲ有セシ功勞ヲ盡シ給ヒシ日本人ニシテ特ニ此ノ表彰
ノ爲メニ指命セラレシ人々ニフランスノ勳章ヲ贈呈セラレシコトヲ
予ハ共和國政府ニ申し出テタリ

共和國大統領閣下ハ予ヲ申出ニ同意ヲ表サレ貴下ニ

ルカロア、ド、グラン、トフィエ、ド、レトアル、バ、アール勳章

ヲ贈呈セラレタルコトヲ貴下ニ報告スルニトシ予ハ愉快リス

予ハ貴下ニ此レニ附加セル勳章ヲ受ケ取り給ハシコトヲ切望ス
貴下ノ勳記が予ニ許ニ到達スルヤ否ヤ予ハ必ス之ヲ貴下ニ傳
達スヘシ

貴下ヨ予ノ深キ尊敬ノ念ヲウケ給

ポール・クロードル 自署

法政大学長松室致様

大正十一年六月一日

225

外國勲章受領及佩用願

良助儀

今般佛國政府ヨリ「オフィシエ・ド・ロル・ド・ナチ・ナール・ド・ラ・レギヨンド・ノール」章贈
與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成下度別紙
供閱物件目錄相添此段奉願候也

大正十一年五月十八日

陸軍砲兵大佐從五位勲三等上村良助

賞勲局總裁伯爵正親町實正殿

供閱物件目録

一、勳章

(オワイシエー、ド・ロルドルナナヨナール
ラ、レダヨシ、ドノール)

壹個

一、勳記

(オワイシエー、ド・ロルドルナナヨナール
ラ、レダヨシ、ドノール)

壹通

一、勳記譯文

壹通

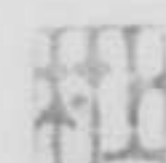
一、勳記寫

壹通

右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十一年五月十八日

陸軍砲兵大佐從五位勳三等上村良助



ロルドル、ナシヨナル、ドラレジヨンドール 勲章 勲記譯文
ナシヨナル、ドラレジヨンドール 勲章

名 獎 賞 國家

賞勲局總裁

千九百二十一年十二月六日 統令ニ依リ

佛蘭西共和國大統領カ

日本野砲兵第十九聯隊長上村大佐殿ヲ

ロルドル、ナシヨナル、ドラレジヨンドール、オフナシ

エー、榮典ニ敘セララルコトヲ證明ス

千九百二十一年十二月十三日 巴里ニ於テ

査證、上玉璽ヲ鈴シ第ニ六九五一号

ヲ以テ 簿冊ニ登録ス

ゼネラル モエー

セ ヌ ヲ ヲ

第一部長

グロリユオールト

大正十一年六月十五日

外國勳章受領及佩用願

本官儀

今般佛蘭西共和國政府ヨリ「レエグエー、ド、ル
ド、ハ、ナシヨナル、ド、ウ、レ、ジョン、ド、ロー、ル」勳章
贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許
相成度別紙供關物件目録相添付段相
願候也

大正十一年六月九日

海軍少佐從六位勳五等伊藤利三郎

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供関物件目録

一 佛蘭西共和國 シエグリー、ド、ロドル、サ、シヨナル、

ド、ラ、レ、ジヨ、ン、ド、ノール、勳章、老具

二 海軍大臣ノ證明書

老葉

右受領及佩用免許願出候ニ付差出候也

大正十二年六月九日

海軍少佐佐々木敏孝伊藤利三郎

裏面白紙

證明書

海軍少佐伊藤利三郎

右者今般佛蘭西共和國政府ヨリ、シグリエー、

ド、ロンドル、ナシヨナルド、ラ、レジヨン、ドノー、ル、

章ヲ贈與セラルンニトラ 證明ス

大正十二年六月九日

海軍大臣曾根俊文三郎



大正十一年六月十一日

23/

外國勲章受領及佩用願

野上豊一郎儀

今般佛蘭西國政府ヨリル、レワリエド、ラ、レジオン、ドレヌール
勲章贈與相成候ニ付受領及佩用ノ儀御允許被成
下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

大正十一年六月七日

野上豊一郎

賞勲局總裁伯爵正親町實正殿

供閱物件目録

- 一 勳章ルシヨリエド、ラレジオンドレスール 壹個
- 一 勳記 未到達付佛蘭西國大使ノ書面 壹通
- 一 右書面ノ譯文 壹通
- 右受領及佩用允許相願候ニ付差出候也

大正十一年六月七日

野上豊一郎

紀元一九二二年一月二十七日 東京ニテ

貴下ヨ

ジョフル元帥ノ日本訪問ニ際シ

我國ニ同情ヲ有サレ功勞ヲ盡シ給ヒシ日本人ニシテ特ニ此ノ表彰
ノ爲メニ指命セラレシ人々ニフランスノ勲章ヲ贈呈セラレシコトヲ
予ハ共和國政府ニ申し出テタリ

共和國大統領閣下ハ予ノ申出ニ同意ヲ表サレ貴下ニ

ル・レジオン・ド・ラ・レジオン・ド・レヌール勲章

ヲ贈呈セラレタルコトヲ貴下ニ報告スルコトヲ予ハ愉快リス

予ハ貴下ニ此レニ附加セル徽章ヲ受ケ取り給ハンコトヲ切望ス
貴下ノ勲記が予ノ許ニ到達スルヤ否ヤ予ハ必ス之ヲ貴下ニ傳
達スヘシ

貴下ヨ予ノ深キ尊敬ノ念ヲウケ給ク

ポール・クロードル 自署

法政大学科長 野上豊一郎 様

大正十一年六月十九日發

234

外國勳章佩用願

今般大不列顛國皇帝陛下ヨリ「コマンダー、オブ、セ、ロイヤル、
ワスツマン・オーダー」ヲ贈與セラレタルニ付佩用ノ儀御允許相成
度別紙證明書並供閱物件目錄相添此段奉願
候也

大正十一年六月十九日

式部官正四位勳四等侯爵中御門經春



貴勳局總裁伯爵正親町實正殿

供聞物件目録

一、勲章（大勲章）

壹個

一、證明書

右之通供聞物件目録差出候ニ付御査聞
相成度候也

大正十一年六月十九日

式部官正四位勲四等侯爵中御門經恭

賞勲局總裁伯爵正親町實正殿

證明願

今般大不列顛國皇帝陛下ヨリ「コンメンダ、オヴゼ、ローヤル
ウナイトドム」ヲ贈與セラレ候處勲記未到着ニ付テハ
交際上必要の場合有之候間右贈與セラレん旨御證
明被成下度此段奉願候也

大正十一年六月十五日

式部官正四位勲四等侯爵中御門經恭

宮内大臣子爵牧野伸顯殿

前記勲章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

大正十一年六月十七日

宮内大臣子爵牧野伸顯



大正十一年六月十九日

237

外國勳章佩用願

今般大不列顛國皇帝陛下ヨリ「コマンドー・オブ・モスト・エキセレント・オーダー」
オウゼ・オウゼ・エム・ハイ・アラ 贈與セラレタルニ付佩用ノ儀御允許相成
度別紙證明書並供閱物件目録相添、此般奉願
候也

大正十一年六月十九日

宮内事務官
兼式部官

正四位勳六等子爵松平慶民



賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供聞物件目録

一、勲章（大不列顛國）

壹個

一、證明書

右之通供聞物件目録差出候ニ付御査聞
相成度候也

大正十一年六月十九日

宮内省事務官 正位勲六等子爵松平慶民 

賞勲局總裁伯爵正親町實正殿

證明願

今般大不列顛國皇帝陛下ヨリゴマヤイオウゼ、モスト、キセレント
オモオセガオウゼ、モスト、キセレント
交際上必要の場合有之候間右贈與セラレタル旨御證
明被成下度此段奉願候也

大正十一年六月十五日

宮内事務官 正四位勲六等子爵松平慶民



宮内大臣子爵牧野伸顯殿

前記勲章ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

大正十一年六月十七日

宮内大臣子爵牧野伸顯



大正十一年五月廿九日

外國勲章受領及佩用允許願

羅馬法王台下ヨリサン、シルベストル
勲章コンマンドールヲ贈與相成矣
ニ付受領及佩用允許相成度別
紙供聞物件目錄ノ通物件相添
一此段奉願候也

大正十一年五月三十日

朝鮮總督府中樞院書記官
兼朝鮮總督府市務官 從三位勲等 松永武吉

賞勲局總裁伯爵正親所實正殿



供閱物件目録

一 サシ、シルベートル勲章コンマンドール

一 同 勲記

一 同 勲記譯文

右外國勲章受領及佩用允許願ニ付
差出候也

大正十一年五月三十一日

朝鮮總督府中樞院書記官長
兼朝鮮總督府軍務官 從三位勲一等公 松永武吉

(譯文)

法王ベネディクト十五世ノ名ニヨリ

謹テ朝鮮總督府中樞院書記官長松永
武吉閣下ニ呈ス

閣下ノ中樞院書記官長トシテ鮮内ニ於
ケル基督教宣布ニ對シ厚意ヲ表セラレ
タルハ吾人ノ深ク感謝スル處ナリ 依テ
吾人ハ閣下ノ名譽ヲ表彰スル爲此處ニ
書ヲ閣下ニ呈シ吾人ノ感謝ノ印トシテ
紀念ノ勲章ヲ贈呈ス即ケ閣下ヲ法

王サンニレルベエストルオーダーノナイト・コ
ンマンダーニ推薦シ名譽アルナイトニ
列セラル依テ爾來閣下ハ此ノオーダーノ
ナイトノ勲章タル中形ハ尖星形中央エナメル
ノ白色面ニ法王サンニレルベエストルノ像ヲ彫
セル金十字架ノ赤ノ縁取リタル赤ト黒トノ
絹頸帶ニ掛ケラレタルヲ佩用スルノ特權ヲ兼
認セラレタリ猶其ノ佩用ノ法式ニ關シテハ圖
解ヲ附シテ送付セシメタリ

法王在職八年

一千九百三十二年一月十七日

ローマセント・ピーター寺院ニテ

漁人ノ印章ヲ押捺シテ

國務卿 エス、カード、ガスバリー

外國勲章受領佩用願

今般暹羅國 皇帝陛下ヨリ王冠章
勲四等章贈與相成候ニ付受領及佩
用儀御允許被成下度別紙供聞
物件目錄相添此般奉願候也

大正十一年五月廿五日

暹羅國文部省雇教師

金澤貞三



賞勲局總裁伯爵正親町實正殿

供閱物件目錄

暹羅國王冠第四等勳章勳記 吉通
一同譯文 吉通

右受領及佩用允許相願候付差出候也

大正十一年五月廿五日

金澤貞三

暹羅國王冠勲章勲記譯文

南北暹羅國及其諸領地「ラオス」「マレー」「カリアン」
ノ皇帝暹羅王冠勲章勲位ノ主長「ソムデット」
「フアラマハブワジラヴー」「ドフラモンクットクラオ」

此勲記ヲ見ル有象ニ宜示ス

朕ハ榮時譽表彰トシテ金澤貞三代ヲ暹羅王冠章、
第四等ニ敘シ將來ニ保有セシム

冀クハ天佑永ク代々盛榮幸福ヲ守護セラレシコトヲ
朕カ在位第十三年即チ記元千九百二十一年十二月三十日

フアラマ第六世 四番 名

大正十一年六月十二日

247

外國勳章受領及佩用願

新城和一儀

今般佛蘭西國政府ヨリ「レバムド、ラストリユクシオン、ビユーリック」
勳章贈與相成候ニ付受領及佩用儀御允許被成
下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願候也

大正十一年六月七日

正七位 新城和一

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供閱物件目録

- 一 勳章 レバルムドラントエツクシオンビエグワツ壹個
- 一 勳記 未到連三付 佛蘭西國大使書面 壹通
- 一 右書面、譯文 壹通
- 右受領及佩用允許相願候三付差出候也

大正十一年六月七日

正七位 新城和一



紀元一九二二年一月二十七日 東京ニテ

貴下ヨ

ジヨフル元帥ノ日本訪問ニ際シ

我國ニ同情ヲ有セシ功勞ヲ盡シ給ヒシ日本人ニシテ特ニ此ノ表彰
ノ爲メニ指余セラレシ人タニフランスノ勲章ヲ贈呈セラレシコトヲ
予ハ共和國政府ニ申し出テタリ

共和國大統領閣下ハ予ニ申出ニ同意ヲ表サレ貴下ニ

レバーム・ド・ランストリユウクレオン・ビエリグック勲章

ヲ贈呈セラレタルコトヲ貴下ニ報告スルコトヲ予ハ愉快トス

予ハ貴下ニ此ニ附加セル徽章ヲ受ケ取り給ハンコトヲ切望ス
貴下ノ勲記が予ニ許ニ到達スルヤ否ヤ予ハ必ス之ヲ貴下ニ傳
達スヘシ

貴下ヨ予ノ深キ尊敬ノ念ヲウケ給ヘ

ポール・シローデル 自署

法政大ニテ佛浩教師新城和一郎

外國記章受領佩用願

チニゴスロヴァキヤ國政府ヨリ「クロア、ド、ケール」
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

大正十一年五月三十一日

總領事正五位勲三等 菊池 義郎

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供 閱 物 件 目 録

一 記 章
一 證 明 書

壹 個
壹 通

右 受 領 佩 用 免 許 相 願 候 二 付 差 出 候 也

大 正 十 一 年 五 月 三 十 一 日

總 領 事 正 五 位 勲 三 等 菊 池 義 郎



急

證 明 書

總領事正五位勳三等 菊池 義 郎

右者チエツコスロヴァキア國政府ヨリクロア、ド、ゲールヲ贈與
セラレタルコトヲ證明ス

大正十一年五月三十一日

外務大臣伯爵 内 田 康

哉



外務省

外國記章受領佩用願

大正十一年五月卅一日發

チエッコスロヴァキア國政府ヨリ、クロア、ド、ゲール
ヲ贈與相成候ニ付受領及佩用允許ノ儀被
仰出候様御執奏被成下度依テ別紙供閱物
件目錄相添此段相願候也

大正十一年五月三十一日

領事 從六位勲四等 渡邊 理惠

賞勳局總裁伯爵正親町實正殿

供閱物件目錄

一 記章
一 証明書

一 通
一 個

右受領佩用免許相願候ニ付差出候也

大正十一年五月三十一日

領事從六位勲四等渡邊理惠

證 明 書

領事 從六位勳四等 渡邊 理 惠

右者「チ エツ コ、スロヴァ キア」國政府ヨリ「クロア、ド、ゲ」
ル「ヲ贈與セラレタルコトヲ證明ス

大正十一年五月三十一日

外務大臣伯爵 内 田 康



外務省

外國記章受領及佩用願

忠次儀

今般支那共和國政府ヨリ三等三級警察章
贈與相成候ニ付受領佩用、儀御允許
被下度別紙供閱物件目錄相添此段奉願
候也

大正十一年 五月 二日

大連警務署

關東廳巡查佐藤忠次



賞勳局總裁伯爵

正親町實正殿

別紙供閱物件目錄

一章記寫三等三級勲記一通

右受領佩用、儀御允許相願候ニ
付差出候也

大正十一年五月二日

關東廳巡查佐藤忠次





めくれず

内務總長今依警察獎章條例

之規定給予 關東廳巡查



佐藤忠治三等三級警察獎章

中華民國九年十月 日



第六四五號